

平成 18 年第 27 回経済財政諮問会議議事要旨

ハローワーク関連部分抜粋

(開催要領)

1. 開催日時：2006 年 11 月 30 日(木) 17:35～18:58
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

	議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
	議員	塩崎 恭久	内閣官房長官
	同	大田 弘子	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
	同	菅 義偉	総務大臣
	同	尾身 幸次	財務大臣
	同	甘利 明	経済産業大臣
	同	福井 俊彦	日本銀行総裁
	同	伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
	同	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
	同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
	同	八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
	臨時議員	柳澤 伯夫	厚生労働大臣
	同	山本 有二	再チャレンジ担当大臣

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 平成 19 年度予算編成の基本方針について
 - (2) 集中審議⑤：再チャレンジ支援・労働市場改革
 - 1) 再チャレンジ支援
 - 2) 労働ビッグバン
 - 3) ハローワーク
3. 閉 会

(説明資料)

- 平成 19 年度予算編成の基本方針
- 再チャレンジ支援策の総合的推進(山本臨時議員提出資料)
- 事業の再チャレンジ支援について(甘利議員提出資料)
- 複線型でフェアな働き方に(有識者議員提出資料)
- 労働市場改革について(柳澤臨時議員提出資料)
- ハローワークへの市場化テストの導入について(有識者議員提出資料)

(配付資料)

- 内閣総理大臣からの諮問第 18 号について
- 再チャレンジ支援策の総合的推進(参考資料)(山本臨時議員提出資料)
- 労働市場改革について(参考資料)(柳澤臨時議員提出資料)

規律をしているのが労働法制であり、それゆえに労使と中立な公益委員の入った三者の間で実際の法制度が整備されていくプロセスである。諮問会議で御議論いただいて、いろいろ教えていただくことは結構だが、その上で法制度の改廃ということになると、労働政策審議会の場に持ち込んでエンドースしてもらおうプロセスを避けるわけにはいかない、ということだけは申し上げたい。

(大田議員) その点は十分考慮して、諮問会議や専門調査会の議論とうまく連携をとって進めていきたい。

○集中審議⑤：再チャレンジ支援・労働市場改革 3)ハローワーク

(八代議員) 資料「ハローワークへの市場化テストの導入について」を御説明する。

貴重な人材を生かし再チャレンジを進めるためには、官の組織だけではなく民間の創意工夫を生かして、職業紹介や職業訓練を充実することが大事。ハローワークでは現在約2万3千人の職員が主として窓口業務を担当しているが、民間の人材ビジネスが発達している今日、本当に公務員でなければ窓口業務ができないのかを考える必要がある。政府が責任を持って担う無料の職業紹介の機能を担保した上で、その一部を民間に包括的に委託すれば、求職者や労働者の選択肢が増え、多様なニーズに応えるサービスが提供されるのではないか。

例えば、ドイツでは国が求職者に職業紹介切符を支給することで、政府の責任で民間企業による無料の職業紹介機能が維持されている。これは長らく規制改革・民間開放推進会議等で厚生労働省と議論してきたが、反対する意見としてILO88号条約がある。88号条約には、国の監督機関の指揮監督の下に全国的なネットワークをつくるということと、職業安定組織の職員は公務員でなければならない、と書いてある。ただ、この条約は1948年にできて日本は1953年に批准したが、当然ながら、その頃と社会の状況は随分変わっている。

最近のILOでは民間の職業紹介事業が評価されたり、官民協力の必要性が認知されており、民間による補完が否定されているわけではない。また、日本と同じ88号条約の批准国でも民間の知恵を生かすような工夫を行っている国がある。オーストラリアもそうであり、オランダも1991年に部分的に民間開放している。いずれも日本と同じILO88号条約の批准国である。その意味で我々民間議員は、以下のような提案をしたい。

市場化テスト導入のために、ILO条約の規定は現状のまま、具体的な解釈を以下のように変更していただけないかどうか。つまり、現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他のハローワークの運営を民間に包括的に委託する。例えば、東京23区では20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放することは、ILO条約に違反しないのではないだろうか。民間開放したハローワークを官が監督する仕組みを整えることで、官のハローワークによるネットワークは依然として維持されるのではないか。ILO条約は「各地理的区域について十分な数であり、便利な位置にあること」という抽象的な規定をしており幾つとは言っていない。したがって、これは条約解釈というより政策判断の問題である。何よりもILO条約の趣旨は、労働者に対して質の高い職業紹介サービスの提供を目的としたものであり、公務員の組織や既得権を守るための条約ではないということが肝心である。

(柳澤臨時議員) 参考資料「労働市場改革について」の21ページの右下にあるとおり、無料の職業紹介であるハローワークは、就職経路において20.3%の割合である。残り80%は、いろいろな形で民間の力を借りて職業紹介が行われている。

八代議員が指摘されたドイツのバウチャー制度については、ハローワークで一定期間求職活動を行い、そこでなお就職の機会を与えられなかった人に国が民営の職業紹介会社を利用する料金を補助するという事でバウチャーを提供している。言わばハローワークの上に更にそういう制度を置いているということだ。

オランダの例も、求人・求職の情報の一部を民間の職業紹介機関に供与しているということである。日本でも、求人・求職の情報、特に求人がそうなのだが、そういう情報はハローワークに行けばいつでも見られる形で民間に提供されているということは明らかである。しかし、求人の中の意外に大きな部分が、求人は秘匿したいという条件の下でハローワークに求人しているという実態もある。これは民間企業間の競争条件の点から、恐らくそういう行動を採っているのだろう。そういう意味で、求人・求職の情報は、求職の方は個人の情報ということで非常に大事であるが、いずれにしてもその一部をオランダのように民間の職業紹介に提供することは既に日本でも行われており、目新しいことではないと考えている。

(丹羽議員) 公務員でなくても、この業務を民間で行えば相当のコスト削減ができるという部分があり、それが導入の必要性の理由である。ILO88号条約は別に伝家の宝刀でもなく、ILO88号がこうだからといっても、国として本当に必要なことであれば私はやるべきだと思う。現にアメリカは88号を批准していないし、他の国でもILO88号に入っているけれども民営化しているところもある。別にILO88号に真正面から喧嘩する必要はないが、国として本当に必要なら、やはりやるべきではないのか。ILO88号がこうだからというのは、それほどの理由にされなくてもいいのではないか。

(甘利議員) 今の柳澤臨時議員の御説明にあったように、ハローワークが担当しているのは事実上20%で、残りは現実として民間開放されているということ、ILO条約を所管する厚生労働省が自らこれに反する行動は採りづらいことはよく理解できるので、「民にできることは民に」という政府の基本的な考えと整合性をどう付けるか、しっかり検討してもらいたい。

(大田議員) ILO条約についてだが、市場化テスト担当大臣として述べると、これは本当に長く議論されてきたことであり、国内でも解釈は分かれている。民間議員から御提案があった2つの点がILO条約に抵触するかどうか、市場化テストの担当大臣である私の下に私的懇談会を設け、専門家に集中的に検討していただくと考えている。

(塩崎議員) やはり官でなければいけないものと、民でも大丈夫なところがあると思う。したがって、大田議員が言われたように、ILO条約との関係は是非詰めていただきたい。いずれにしても、仮に市場化テストを行うということになる時にも気を付けなければいけないのは、市場が機能しない部分、労働市場だと例えばローエンドの部分、若者、地方といったところは、まさに再チャレンジの典型的な部分であり、なかなか市場メカニズムだけではリソースアロケーション(資源配分)がうまくいかないかもしれない、ということ念頭に置いて、誤ったメッセージが世の中に伝わらないようにして調整していったらどうか。

(大田議員) 今日は3つの課題から労働市場について議論した。

再チャレンジ支援については、今日の御意見も踏まえて、また山本臨時議員に取組を進めていただきたい。

労働ビッグバンについては、内閣全体にまたがる課題なので、専門調査会を設置して議論を進めさせていただきたい。その際、公労使三者機関の審議が必要であるという点は十分に踏まえたい。

(柳澤臨時議員) 先ほどの件で回答させていただきたい。ハローワークに関しては、私の資料の3ページの最後に書いている。冗長になるから申し上げなかったが、先ほど八代議員がILO第88号条約が非常に古い条約だということと言われたが、実はOECDの雇用戦略は2006年に一番新しいものが出ている。そこでもやはり雇用保険と職業紹介が統合された形で提供されることが必要だと改めてコンファームされている。こういう新しい事態もあるので、是非ここでテークノートしていただきたい。

最後に申し上げたいのは、先ほど塩崎議員が言われたが、ハローワークの職業紹介は、就職困難者のような人たちを含めて、セーフティネットを提供しているということが非常にサブスタンスの問題だと思っている。

(八代議員) OECDの雇用戦略の話だが、大事なことなので一言だけ。我々の提案は、当然民間も失業給付の認定も合わせて求職と職業紹介とを一緒にやるということであるから、今の問題とは全く整合的だ。

それから就職困難者の対応は、実は厚生労働省自身が、すでに民間に委託していることである。長期失業者というのは、就職困難者のことであるから。民間がやる場合にはインセンティブをきちんと工夫すれば良い。例えば介護保険の要介護認定のように、就業が困難な人に対してその人をマッチングしたらより高い報酬が出るというように、うまく制度設計をやれば解決できる問題である。官でなければできないという問題ではないのではないか。むしろ、民間の方がより優れたノウハウを持って、就業困難者に対応できるということもあり得る。

(大田議員) それでは、また御報告させていただく。

労働全般については、専門調査会で制度改革のあり方を議論して、諮問会議にも御報告をお願いしたい。

(安倍議長) 労働人口の減少が見込まれる中で、人材の育成、活用なしには日本の活力、未来もないということははっきりしていると思う。その中で、再チャレンジが可能な社会にしていく。これは私の内閣の大きな課題であり、方針でもある。当然、労働市場の改革も必要になってくる。そこで、先ほど大田議員からお話のあった専門調査会を活用して、諮問会議において制度改革のあるべき方向について精力的に御検討いただきたい。

労働法制については、微妙な点について柳澤臨時議員からあった御指摘にも留意しながら、厚生労働省等の関係省庁とよく調整・連携をして、諮問会議の検討の成果を関連する制度改革や来年の骨太方針に盛り込んでいただきたい。

また、再チャレンジのためにも人材を活用していく。困難な時を迎えた人たちにとっても十分チャンスのある社会にしていくためにも、ハローワークが行っているような職業紹介の機能は不可欠と思う。要は、利用している人たちにとっていかに利便性が高くなるか。利用している人たちにすれば、官であろうと民であろうと同じことであって、結果が出やすい、利用しやすいというためには、やはり民間の知恵も取り入れていくことも大切である。また、塩崎議員や柳澤臨時議員から指摘のあった点に留意するのも当然だと思う。ILO条約の解釈など色々な難しい課題もあるが、知恵を出し合って役立つ機能にしていきたい。

柳澤臨時議員におかれては、パートタイム労働者への社会保険適用の拡大については、精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるように調整していただきたい。そして、パートタイム労働法など再チャレンジ支援を具体化するための法的整備についても、来年の通常国会に法案を提出できるよう、よろしくをお願いしたい。